

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	44	所管厚労省	法人名	独立行政法人国立病院機構		職員の身分	国家公務員
法人概要	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。						
沿革	S20.12厚生省国立病院、国立療養所 → H16.4独立行政法人国立病院機構						
中期目標期間	平成21年4月～平成26年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）				17	17	16	15〔0〕（2）
常勤役員数				7	7	6	5〔0〕（2）
非常勤役員数				10	10	10	10〔0〕（0）
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）				51,466	52,510	54,001	56,200〔0〕（0）
うち間接部門				288	288	288	288
うち事業部門				51,178	52,222	53,713	55,912
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）				9,031（0）	10,270（0）	11,227（0）	12,645（0）
給与水準【事務・技術職員】 （年齢・地域・学歴勘案）				98.3（104.0）	98.5（104.5）	106.3（112.8）	—（—）
給与水準【研究職員】 （年齢・地域・学歴勘案）				82.8（87.4）	82.5（87.4）	91.1（94.3）	—（—）
給与水準【医療職員（病院医師）】 （年齢・地域・学歴勘案）				110.9（108.4）	110.9（108.7）	117.0（114.7）	—（—）
給与水準【医療職員（病院看護師）】 （年齢・地域・学歴勘案）				98.3（97.3）	99.9（98.9）	106.0（105.2）	—（—）
			年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの 財政支出額 の推移 （百万 円）	予算/決算		決算	決算	決算	決算	当初予算
	一般会計（百万円）		66,249	39,959	30,347	23,337	
	うち運営費交付金		43,682	36,202	28,594	22,958	
	うち施設整備費補助金		2,364	2,192	—	—	
	うち施設整備以外の補助金・交付金		2,812	1,529	1,743	378	
	うち委託費		41	36	10	—	
	うち出資金		17,350	—	—	—	
	特別会計（特会名）（百万円）		—	—	—	—	
	うち運営費交付金		—	—	—	—	
	うち施設整備費補助金		—	—	—	—	
	うち施設整備以外の補助金・交付金		—	—	—	—	
	うち委託費		—	—	—	—	
	うち出資金		—	—	—	—	
	計		—	—	—	—	
支出額の推移（百万円）			946,012	913,362	960,987	991,611	
収入額の推移（百万円）			948,067	918,499	935,610	993,797	
国の財政支出/収入額（%）			7.0%	4.4%	3.2%	2.3%	
財務データ （平成24年度、百万 円）	資産合計		1,329,205	うち流動資産	334,919		
	負債合計		913,584	純資産合計	415,621	うち利益剰余金	△ 237

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	44	所管 厚労省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	--------	-----	--------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
診療事業	<p>①事務・事業の内容 ○ 国立病院機構は、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供している。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容（主なもの）</p> <p>○災害発生時の医療の提供 【根拠】災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、防災基本計画（平成24年9月6日）、災害医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日厚生労働省医政局長、医政発第0330007号）</p> <p>○武力攻撃事態及び緊急対処事態において国民の保護に関し講ずべき措置を実施 【根拠】武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号）</p> <p>○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供 【根拠】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）</p> <p>○新型インフルエンザ発生時の対応 【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）</p> <p>○心神喪失等の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。）を行った者に対する継続的かつ適切な医療を提供する事業 【根拠】心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）</p> <p>○エイズへの取組 【根拠】後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成24年厚生労働省告示第21号）</p> <p>○入院治療が必要となった重症難病患者（病状の悪化等の理由により、居宅での療養が極めて困難な状況となった難病患者）に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る事業 【根拠】難病特別対策推進事業実施要綱（平成10年4月9日厚生省保健医療局長、健医発第635号）</p> <p>○都道府県が定める医療計画に位置づけられる5疾病・5事業に係る医療提供体制の構築等への協力 【根拠】医療法（昭和23年7月30日法律第205号）</p>	807,529	合計	867,116			
			国費	施設整備以外の補助金・交付金	821	該当なし	
			自己収入	診療報酬等	866,295	(公社) 日本アイソトープ協会	3,169
						(公財) 日本医療機能評価機構	226
						(一財) 中部電気保安協会	7
						(公社) 日本臓器移植ネットワーク	8
						(公財) 献血供給事業団	21
						(財) ふくおか環境財団	12
						(一財) 札幌市環境事業公社	11
						(一財) 中国電気保安協会	3
						(財) 福岡市水道サービス公社	4
						(財) 鳥取市環境事業公社	5
						(公財) 北海道結核予防会	3
						(一財) 北陸電気保安協会	1

NO.	44	所管	厚労省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-----	-----	--------------

臨床研究事業	<p>①事務・事業の内容</p> <p>○ 国立病院機構は、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供している。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容（主なもの）</p> <p>○ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）</p> <p>○ 健康・医療戦略（平成25年6月14日決定）</p> <p>○ 臨床研究・治験活性化5か年計画2012（平成24年3月30日文部科学省・厚生労働省）</p> <p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）</p> <p>○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成24年厚生労働省告示第21号）</p>	11,282	合計	8,778			
			国費	運営費交付金	3,058	該当なし	
				施設整備以外の補助金・交付金	5	該当なし	
委託費	10	該当なし					
自己収入	研究収入等	5,705	(公社) 日本アイソトープ協会	1			
			(財) 福岡市水道サービス公社	1			
教育研修事業	<p>①事務・事業の内容</p> <p>○ 国立病院機構は、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供している。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容（主なもの）</p> <p>○ 医師法（昭和23年7月30日法律第201号）</p> <p>○ 災害医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日厚生労働省医政局長、医政発第0330007号）</p> <p>○ 健康・医療戦略（平成25年6月14日決定）</p> <p>○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成24年厚生労働省告示第21号）</p>	6,061	合計	5,071			
			国費	運営費交付金	636	該当なし	
				施設整備以外の補助金・交付金	9	該当なし	
自己収入	授業料収入等	4,426		(一財) 中部電気保安協会	1		
			(公財) パブリックヘルスリサーチセンター	3			
その他	<p>①事務・事業の内容</p> <p>○ 法人全体に関わる業務等（長期借入、借入金償還、管理部門人件費等）</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容（主なもの）</p> <p>—</p>	136,115	合計	54,645			
			国費	運営費交付金	24,900	該当なし	
				施設整備以外の補助金・交付金	907	該当なし	
自己収入	長期借入金 等	28,839		該当なし			

※「特定関連会社・公益法人への支出」欄について、100万円以下の少額随契は除く

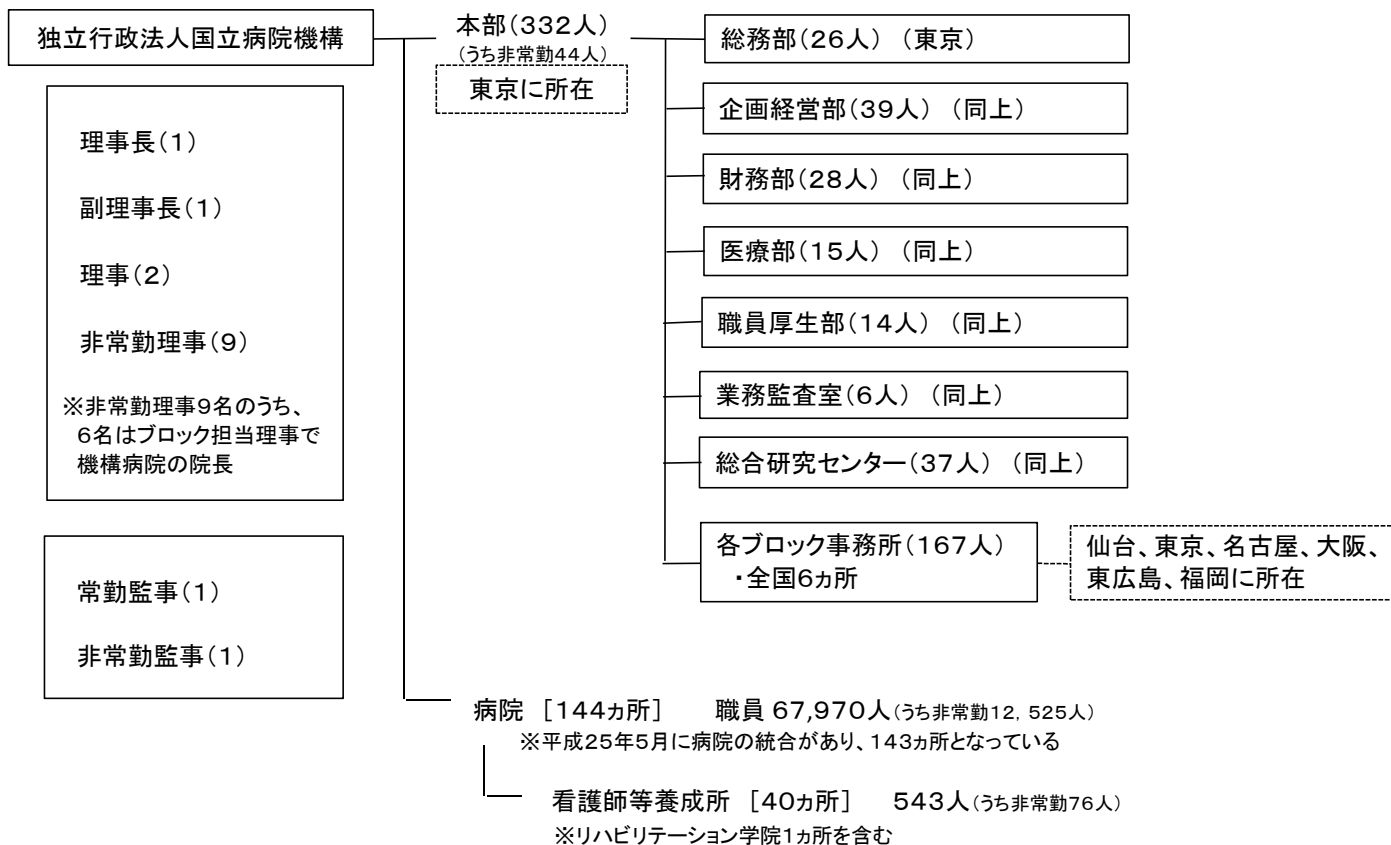
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
<平成24年度決算合計>

		合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計（百万円）				
			該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	44	所管	厚労省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-----	-----	--------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



役員数 15人 (うち非常勤10人)

職員数 68,845人 (うち非常勤12,645人)

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○厚生労働省政策体系上の位置付けは以下のとおり

【基本目標】安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

【施策大目標Ⅰ-4】国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること

【施策中目標】政策医療を向上・均てん化させること

○国立病院機構は、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に貢献している。

<これまでの主な成果>

- ・東日本大震災発生時の対応
 - ✓ 東日本大震災時において医療班等、延べ1万人日の職員を被災地に派遣し、全国的な病院ネットワークを活かして、切れ目のない医療支援活動を実施
 - ✓ 国立病院機構の災害医療センターが厚生労働省DMAT事務局として、被災直後より、全国から参集した約380のDMATチーム（約1,860人）の活動全体を指揮
 - ✓ 国立病院機構からのDMATの派遣については、35班約160人（全体約1,860人の約9%）が出勤し、急性期のトリアージ、広域搬送等を実施
 - ✓ 避難所の救護活動等を行う医療班 50病院より77班延べ399人（全体12,385人の約3%）
 - ✓ 心のケアチーム 106班延べ390人（全体約3,500人の約11%）
 - ※平成23年3月から平成24年3月までの間継続的に派遣
 - ✓ 放射線スクリーニング活動 18病院より11班47人（全体421人の約11%）
 - ✓ 原発事故に伴う警戒区域内への住民の一時立入りに対する医療対応 47班延べ161人
 - ※平成23年5月から平成24年3月までの間継続的に派遣
- ・新型インフルエンザ発生時の対応
 - 新型インフルエンザ発生時に、厚生労働省の要請に基づき、成田空港を始めとする全国8か所の検疫所等へ55病院から医師237人、看護師282人を他の機関に先んじて迅速に派遣し、国内へのウイルスの侵入を水際で阻止する体制の確保に貢献
- ・セーフティーネット分野の医療の提供
 - 全国の病床シェア：医療観察法58.8%、筋ジストロフィー95.7%、重症心身障害39.1%、結核37.1%
- ・医療計画（5疾病5事業）に対応した医療の提供
 - 救急受診後の入院患者数16.1万件など
- ・新型インフルエンザワクチンに関する有効性の調査
 - 平成21年7月に厚生労働省の要請を受けて、国立病院機構のみ4病院で200人の被験者を対象とした接種回数によるワクチンの有効性の調査を行い、同年11月に厚生労働省は、その調査結果を踏まえてワクチンの接種回数を決定した
- ・新型インフルエンザワクチンに関する安全性の調査
 - 平成21年10月に厚生労働省の要請を受けて、国立病院機構のみ67病院で平成21年10月に約2.2万人の被験者を対象とした安全性・有効性の調査を行い、同年11月に厚生労働省は、その調査結果を踏まえて、安全性が十分であったと評価した
- ・企業治験の実施
 - 難易度の高い治験を積極的に実施しているほか、幅広い分野にわたる豊富な症例の収集が可能であることに加え、本部が各病院と企業との間の調整機能を包括的に果たしていることもあり、平成21年度～24年度までに新たに製造販売等の承認がされた医薬品486品目のうち約5割の治験に関与
- ・医師主導治験の実施
 - 国立病院機構の職員が主任研究者となっている医師主導治験は、平成18年度以降12課題（その期間に我が国で実施された医師主導治験143課題の約8%）実施されており、先端医療分野や希少疾病に対する治療薬の開発などの成果が期待されている
- ・医師の臨床研修の実施
 - 平成24年度において、国立病院機構の基幹型臨床研修病院は54病院（全体911病院の約6%）、協力型臨床研修病院は118病院で臨床研修を実施し、医師の資質の向上に貢献
- ・DMAT隊員、統括DMAT隊員の養成・研修
 - 災害医療センターにおいて、毎年、厚生労働省から委託を受けた「日本DMAT隊員養成研修」（平成24年度は70病院478名）、「統括DMAT研修」（平成24年度は43都道府県121名）等を実施し、災害医療の質の確保に貢献
- ・地域医療に貢献する研修等の実施
 - 各病院の特徴を活かして、地域の医療従事者を対象に、結核、小児救急、緩和ケア等の医療研修を実施。また、地域住民を対象に、がん、生活習慣病、骨粗鬆症などの公開講座等を実施し、地域社会に貢献（平成20年度2,238件→平成24年度3,226件）

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<p>(メリット)</p> <p>○ 組織・定員、予算等運営全般にわたる事前関与・統制から事後チェックに移行したこと、官庁会計から企業会計に移行したことにより、各病院の独立採算経営を基本として、地域の医療ニーズに対応した機動的な病院運営が可能となり、法人全体として経営改善を達成。</p> <p>(デメリット)</p> <p>○ 独立行政法人化によって上記のとおり従前より柔軟な運営が可能となった。一方で、中期目標期間の終了後でないとして次期中期目標期間に繰り越せる額が確定しないため、老朽化した建物の建て替え等、療養環境の改善に必要な投資について中・長期的見通しに基づいた計画が立てづらいといった課題がある。</p>

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	76	独立行政法人国立病院機構運営費
厚生労働省	951	独立行政法人国立病院機構施設整備費
厚生労働省	003	救急医療従事者の育成・確保
厚生労働省	004-13	医療連携体制推進事業
厚生労働省	004-18	看護職員資質向上推進事業費
厚生労働省	004-23	NICU等からの退院の促進
厚生労働省	004-25	新人看護職員研修事業
厚生労働省	009	災害時における医療提供体制の確保
厚生労働省	025	在宅医療・介護の推進
厚生労働省	28	チーム医療普及推進事業
厚生労働省	29	チーム医療推進事業(チーム医療・在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業)
厚生労働省	065	医療情報連携・保全基盤推進事業
厚生労働省	098	肝炎患者等支援対策事業費
厚生労働省	128	難病特別対策推進事業
厚生労働省	195	薬剤師生涯教育推進事業
厚生労働省	281	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等
厚生労働省	350	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業
厚生労働省	770	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等
厚生労働省	778	精神保健福祉人材養成等研修事業
厚生労働省	790	重症心身障害児者地域生活モデル事業
厚生労働省	791	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
清掃	病院などの清掃業務	3,031	協栄テックス(株)ほか
設備保守	電気・ボイラー・空調・医療ガス・消防などの設備の保守管理業務	3,672	日本空調サービス(株)ほか
警備	病院などの警備業務	515	キョウワセキュリティオン(株)ほか
駐車場管理	病院の駐車場の管理業務	369	国際警備(株)ほか
システム保守	病院情報システムなどの保守業務	4,558	(株)日本IBMほか
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
医事業務	病院の外来・入院・会計などの窓口受付業務や算定業務など	9,358	(株)ニチイ学館ほか
給食業務	患者向けの食事の調理・提供などの業務	6,298	富士産業(株)ほか
検査業務	検体検査などの業務	5,533	三菱化学メディエンス(株)ほか
寝具業務	寝具類の交換や洗浄などの業務	1,334	フランスベッド(株)ほか
洗濯業務	白衣・手術衣などの洗濯業務	1,819	(株)小山商会ほか
廃棄物処理業務	一般廃棄物や感染性廃棄物などの処理業務	2,086	(株)ハイシステムほか
医療機器保守業務	CTやMRIなどの医療機器の保守業務	5,980	シーメンス・ジャパン(株)ほか

※「法人の業務における民間委託の状況」欄について、100万円以下の少額随契は除く。

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について

① 措置内容

- 国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う
- 非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う

② これに対する現時点での考え方

- 個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況、病床数の適正化等について総合的な検証を実施し平成24年3月13日に開催された第36回独立行政法人評価委員会国立病院部会で報告するとともに、その結果を公表した。なお、病床数の適正化については、国の危機管理やセーフティネットの機能は維持しつつ、非効率な運営となっている病床については集約を実施している（平成21年度は10病院で498床、平成22年度は8病院で320床、平成23年度は9病院で355床、平成24年度は11病院で362床）。
- 労災病院との連携については、平成23年4月20日に立ち上げた「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において取りまとめられた報告書では、「両法人間の連携方を強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当」とされた。これを受け、平成24年度から全ての国立病院機構病院と労災病院において医薬品（約9千品目）の共同購入を実施している。また、CT、MRI、ガンマカメラなど医療機器についても共同購入を進めている。
さらに、両法人が主催する研修への相互参加を実施（労働者健康福祉機構主催の7研修に69名参加、国立病院機構主催の9研修に55名参加）するなど連携を進めている。
- 非公務員化については、どのような在り方であれば、政策医療をはじめとする国立病院機構の果たすべき役割をより確実に実施できるかという観点から検討していきたい。

（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について

① 措置内容

- 固有の根拠法に基づき設立される法人とする
- 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す
- 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保適正な利益配分等の観点から検討を進める
- 固有の根拠法に基づき設立される法人とするまでに、職員の非公務員化に伴う問題の解決に向けた所要の調整を行う
- 労働者健康福祉機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

② これに対する現時点での考え方					
○ 固有の根拠法に基づき設立される法人及び非公務員化については、どのような在り方であれば、政策医療をはじめとする国立病院機構の果たすべき役割をより確実に実施できるかという観点から検討していきたい。					
○ 労災病院との連携については、平成23年4月20日に立ち上げた「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において取りまとめられた報告書では、「両法人間の連携方を強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当」とされた。これを受け、平成24年度から全ての国立病院機構病院と労災病院において医薬品（約9千品目）の共同購入を実施している。また、CT、MRI、ガンマカメラなど医療機器についても共同購入を進めている。 さらに、両法人が主催する研修への相互参加を実施（労働者健康福祉機構主催の7研修に69名参加、国立病院機構主催の9研修に55名参加）するなど連携を進めている。					
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項					
① 指摘事項					
<「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成19年12月21日政策評価・独立行政法人評価委員会委員長から厚生労働大臣あて）より>					
○ 個々の病院ごとに、次期中期目標期間の開始後2年程度を用途に、政策医療と地域医療事情及び経営状況等を総合的に検証し、結果の公表、必要な措置を実施。近隣に国立病院、労災病院等がある場合は、診療連携等の検討。次期中期目標期間終了時まで、病院配置の再編成を含む総合的な検討					
○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第52条の規定を踏まえ、非公務員化について平成20年度に検証					
② 対応状況					
○ 個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況、病床数の適正化等について総合的な検証を実施し平成24年3月13日に開催された第36回独立行政法人評価委員会国立病院部会で報告するとともに、その結果を公表した。なお、病床数の適正化については、国の危機管理やセーフティーネットの機能は維持しつつ、非効率な運営となっている病床については集約を実施している（平成21年度は10病院で498床、平成22年度は8病院で320床、平成23年度は9病院で355床、平成24年度は11病院で362床）。					
○ 労災病院との連携については、平成23年4月20日に立ち上げた「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において取りまとめられた報告書では、「両法人間の連携方を強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当」とされた。これを受け、平成24年度から全ての国立病院機構病院と労災病院において医薬品（約9千品目）の共同購入を実施している。また、CT、MRI、ガンマカメラなど医療機器についても共同購入を進めている。 さらに、両法人が主催する研修への相互参加を実施（労働者健康福祉機構主催の7研修に69名参加、国立病院機構主催の9研修に55名参加）するなど連携を進めている。					
○ 非公務員化については、どのような在り方であれば、政策医療をはじめとする国立病院機構の果たすべき役割をより確実に実施できるかという観点から検討していきたい。					

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

[個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

- 国立病院機構は、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療などの政策医療を確実に提供するという公共性の高い役割を担っている。
- その主たる事業である診療事業については、運営費交付金を一切充てず、国により単価の定められた診療報酬のみを収益源として運営している。
- 今後とも上記の役割を長期に安定的に、かつ確実に果たしていくためには、医療の高度化に対応して必要な設備・人員を整えるとともに、中長期的視点に立ったコスト削減に取り組む必要がある。
- こうした医療事業を進めていくにあたっては、以下のような課題がある。

(1) 利益処分

独立行政法人は、各事業年度の利益の残余を積み立て、5年の中期目標期間が終了するごとに原則国庫納付しなければならない。このため、老朽化が進んでいるにも関わらず、老朽化した建物の建て替え等、療養環境の改善に必要な投資について中・長期的見通しに基づいた計画が立てづらい。

(2) 公経済負担

法人が基礎年金の国庫負担2分の1相当額を負担をしており、その原資は診療報酬で賄われている。

(3) 人事管理

国家公務員法が適用されるため、短時間正職員が雇えない、医師は原則65歳定年制とされるなど、必要な人員の確保がづらい。また、現在の民間企業との人事交流は対象が限定されている。

<今後の検討に際し配慮いただきたい事項>

- 国の危機管理時やセーフティーネット分野における医療を提供するという国立病院機構の公共性にかんがみれば、今後ともこうした医療が、長期に安定的に、かつ確実に提供できる体制が何よりも重要。
- そのため、現在認められている財政投融资や税制上の措置を維持することや、現行以上に柔軟な利益処分や人材確保ができる仕組み、さらには公経済主体のあり方に係る課題があることにも留意。

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

- 医療事業の特性を踏まえた柔軟な運営、また長期的に安定した運営が可能となる観点から制度設計についてご配慮いただきたい。